



2020年5月13日

各 位

会社名 富士紡ホールディングス株式会社
代表者名 取締役会長兼社長 中野 光雄
(コード番号 3104 東証第一部)
問合せ先 取締役 吉田 和司
(TEL 03-3665-7612)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の当社第200回定時株主総会終結の時をもって、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、2007年11月30日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的に、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、第188回定時株主総会（2008年6月27日開催）において株主の皆様のご賛同をいただきました。以降、第191回定時株主総会（2011年6月29日開催）、第194回定時株主総会（2014年6月27日開催）および第197回定時株主総会（2017年6月29日開催）において内容を一部変更し、株主の皆様のご承認をいただいた上で、継続してまいりました。その間、中期経営計画に基づき、企業価値の拡大に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に積極的に努めてまいりました。

本プランの有効期間は、2020年6月26日開催予定の当社第200回定時株主総会終結の時までとなっております。有効期間の満了を迎えるにあたり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や買収防衛策に関する近時の動向、当社を取り巻く経営環境等の変化を踏まえ、取扱いについて慎重に検討してまいりましたが、継続せず廃止することを決議いたしました。

なお、当社は本プランの廃止後も引き続き、当社株式に対して大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様のご検討のために必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以上